

#### Q4-3. 国際財務報告基準(IFRS)の台湾への導入について教えてください。

台湾の上場会社および一部を除く金融機関などに対しては、2013年1月1日開始事業年度より国際財務報告基準(IFRS:International Financial Reporting Standards)が強制適用されています。さらに、2015年より上場以外の公開会社や一部の金融機関に対しても強制適用されます。

IFRSの適用方法としては、「財団法人中華民国会計研究発展基金会」がIFRSの繁体字中国語への翻訳であるTIFRSを公表し、これに従って財務諸表を作成するというものです。TIFRSは基本的にはIFRSの翻訳ですが、翻訳のタイミングにより最新のIFRS改訂が反映されていないほか、固定資産の測定方法としてIFRSで認められている「再評価モデル」の採用が認められないなど若干の調整が行われています。

非公開会社については、現時点ではTIFRSを任意適用することは認められておらず、台湾の会計規定に準拠する必要があります。

#### お願い:

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や資誠聯合會計師事務所(PwC台湾)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。